

児童虐待への現代的まなざし

— 暴力はいかなる意味において問題なのか —

内 田 良 (愛知教育大学 学校教育講座)
(2007年10月30日受理)

Why is it Prohibited?

: A Contemporary View of the Child Abuse and Neglect

Ryo UCHIDA (Department of Education, Aichi University of Education)

要約 本稿の目的は、児童虐待防止の前提となっているいくつかの知識を批判的に捉えなおすことをとおして、虐待問題の今日的な性格を明らかにすることである。これは、「虐待」という行為がいかなる社会的・文化的状況下において、「回避すべき問題」とみなされているのかを見極める作業となる。

今日の虐待防止活動を支える代表的な視座に、「子どもの権利擁護」「子育て支援」「心理学」の3つがある。虐待は、一枚岩的に「悪」として論じられているのではない。上記にあげるような複数の視座のもとで、それぞれに特有の問題化がなされている。虐待について考察する際には、これら3つの視座を十分に意識することが重要である。

ところで「虐待」とはそもそもなぜ問題なのか。この問いを考えるために、まず「虐待」ではなく、「暴力」・「放置」という表現を用いたい。「虐待」には、「回避すべき」という意味が強く含まれているため、実態ベースの議論が難しくなるからである。客観的な行為に注目した「暴力」・「放置」の視点から子どもの養育・教育をながめると、虐待問題における「安全と危険のパラドクス」を見出すことができる。「安全と危険のパラドクス」とは、安全が当たり前になるほど危険が目立っていく事態を指す。すなわち、しつけの基準が高まり暴力・放置がおこなわれなくなってきた安全な今日において、子どもへの暴力・放置が危険なものとして顕在化するのである。

このように考えると、虐待は「子どもへの人権侵害だ」(子どもの権利擁護の視座)、「子どもの心の成長を妨げる」(心理学の視座)、「都市化・核家族化によって起こる」(子育て支援の視座)という説明は、すぐれて現代的で都市的な解釈のもとに提起されたものであることがわかる。虐待防止活動は、現代においてこそ虐待の危機が高まっていると説明する。またそれと連動して、根拠もないままに虐待の増加が叫ばれることもある。だが、暴力・放置は増加していなくてもよいし、都市化による一種の文明病である必要もない。虐待を考えるうえで重要なのは、冷静に暴力・放置の行為を見極め、暴力・放置の原因や問題点を追究することである。学校現場と虐待問題との距離が急速に近づいている今日、教育に携わる者には、暴力・放置防止への熱き思いと冷静な判断力が求められている。

Keywords : 児童虐待, 社会学, 安全と危険のパラドクス

1. 課題の設定

「児童虐待」という言葉からは、どのような事例が想起されるだろうか。それはどの程度の酷さで、どのような状況で起きていると考えられるだろうか。そして、そもそも虐待はなぜ防止されなければならないのだろうか。その根拠は何か。

本稿の目的は、虐待防止の前提となっているいくつかの知識を批判的に捉えなおすことをとおして、虐待問題の今日的な性格を明らかにすることである。これは、「虐待」という行為がいかなる社会的・文化的状

況下で「問題」とみなされるのかを問う作業となる。

今日、虐待問題は社会に広く認知され、その結果多くの保護者や子どもに支援の手が差し伸べられてきた。その成果は高く評価されなければならない。だが高く評価されればされるほど、虐待防止の前提となっている知識や理論を問なおすことは難しくなる。逆にいえば、だからこそ足を止めていま一度、虐待問題を俯瞰し再検討する意義がある。そもそも「虐待」とは何を指し、なぜそれは防止されなければならないのか。そうした基礎的な問いを発することで、異論なきまま進む今日の虐待防止活動では語りえない、新しい

発見にたどりつくことが可能となる。

以下、第2節では、児童虐待の社会問題化の動向を、とくに学校教育に焦点を当てて概観する。第3節では、虐待の社会問題化に寄与している3つの視座をあげて、それぞれの説明図式にふれる。第4節ではそれらの視座が虐待をいかなる意味で問題とみなしているのかについて検討する。ここでは虐待がすぐれて現代的・都市的な枠組みのもとで理解されていることを描き出す。

2. 児童虐待の社会問題化

近代という時代は、保護と教育の対象としての「子ども」を析出した。子どもは大人によって守られる存在としての性格を強く有するようになった。

このとき、子どもが出遭う種々の危険は、社会の一大関心事となる。そのなかで近年とりわけ人びとの関心を引くようになった現象の一つが、「児童虐待」（あるいは「子ども虐待」「子どもの虐待」）である。上野・野村（2003）による、虐待に関するマスメディア報道の分析によれば、1980年代は、児童虐待はまだ海外の出来事であるとの認識が強かった。しかし1990年代に入ると、「本格的な国内の問題」となり、テレビ等のマスメディアさらに民間の虐待防止団体による、啓発と世論形成のキャンペーンが展開された。そして2000年から2001年にかけては、「児童虐待の防止等に関する法律」（通称「児童虐待防止法」）の公布・施行とあいまって、マスメディア報道はそのピークを迎え、虐待は子どもの福祉をめぐる重大問題となった。

虐待は、基本的には家庭で生じる出来事である。したがって、援助や議論のまなざしも家庭に注がれる。だが虐待問題が広く認知され、虐待の防止や早期発見が重視されるにしたがって、次第に家庭以外の場にも目が向けられるようになってきた。家庭内で隠されている問題を、家庭外で子どもに関わる者が、いかに拾い出して支援へとつなげていくのかという視点である。その役割の担い手として期待されているのが、学校の教師である。その意味で虐待は、教育に関わる者にとってもはや無視することのできない身近な問題となっている。

学校と虐待問題のかかわりは、近年、以下の3つの動きの中で深まりつつある。まず一つ目が、法律による規定である。学校の教師は、子どもと最も長い時間関わる職種とあってよい。児童虐待防止法は第5条（児童虐待の早期発見）において、「学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。」（傍点は引用者）ことが明記され、2004年改正後の法律（「児童虐待の防止等

に関する法律の一部を改正する法律」）では、教師個人だけではなく組織としての「学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体」（傍点は引用者）にも早期発見等の努力義務が課せられている。虐待はもはや家庭の問題だけではなく、教師や学校の問題として位置づけられている。

第二に、非行の原因としての虐待への着目である。虐待が学校現場の問題となるにつれて、非行の背景に虐待を読み込む見解が登場しつつある。少年非行の研究分野ではこれまでも、非行の背景に家庭の問題があることが指摘されてきた。だがその具体的な一要素として、虐待の問題が論じられるというのは、新しい傾向である。統計調査もいくつか実施されており、全国児童相談所長会の大規模な調査の結果は「非行おこした子供、『虐待を受けた』3割」（読売新聞、2005年6月22日）という見出しで報じられた。同調査は、「非行少年の多くは心理的・精神的な問題を抱えており、医療機関との連携」の必要性を説く。すなわち、非行の原因に虐待を指摘する（虐待→非行）のみにとどまらず、虐待が子どもに心理的な悪影響を与え、それが非行へとつながるという見方を示した（虐待→心理的影響→非行）のである。

その心理的影響とは、より具体的にいえば、「トラウマ」（心的外傷）や「PTSD」（心的外傷後ストレス障害）ということになろう。1990年代以降の虐待問題は、基本的に心理学的な理解を大きな拠り所としている。森（2000）は、個人の心の理解を重視しようとする立場を「心理主義」とよび、現代社会は「心理主義化」した社会であると述べた。虐待問題もそうした心理主義化の流れのなかにあり、非行と虐待を結びつける媒介項としてトラウマやPTSDが引き合いに出される傾向は今後も続いていくと考えられる。

心理主義化と関連して、学校と虐待のかかわりを強化させる第三の動きとして、スクールカウンセラーの導入を指摘したい。1995年度に始まる文部科学省（旧文部省）の「スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」（2001年度からは「スクールカウンセラー活用事業補助」）によるスクールカウンセラーの導入は、教師や学校の心理主義化の象徴である。虐待のメカニズムが心理学的に理解されている状況下で、具体的な人物としてスクールカウンセラーが学校に入ってくる。このことは、学校において虐待が、専門家の存在という実質的な基盤をとおして、心理学の視点から発見・解釈されることを意味する。「心の専門家」がその専門的まなざしから、子どもたちのなかに虐待の経験を発見し、同時に心理学的な解釈を加える。学校はこうして、虐待を発見する場、虐待を防止する場としての役割をより強くもつ（もたされる）ようになる。

3. 虐待問題を捉える視点

3-1 虐待の定義と類型

一般に児童虐待とは、保護者が18歳未満の子どもに対して与える、身体への暴力、保護の放棄、性的な暴力、心理的な暴力をいう。これらは、虐待の基本的な行為類型として知られており、それぞれ「身体的虐待」「ネグレクト（保護の怠慢・拒否）」「性的虐待」「心理的虐待」とよばれている。虐待とはこれらの4つの行為類型の総称である。

虐待の社会問題化は、日本では1990年代以降のことだが、アメリカでは1960年代にまで遡る。1940、50年代に放射線科医などによっておこなわれた、幼児の骨折に関する検討を受けて、小児科医のケンブラ（Kempe et al. 1962）が「被殴打児症候群」と題する論文を提出したことがきっかけである。ケンブラは、主として骨折等をもたらす身体的虐待や、栄養不良等をもたらすネグレクトに着目したが、さらに1970年代後半になると、外見上の傷害こそないものの性的な側面での加害、すなわち性的虐待が指摘されるようになった。現在の日本における虐待の支配的イメージとアメリカのそれとが、もっとも異なっている点のひとつに、この性的虐待への強い関心をあげることができよう。日本では身体的虐待とネグレクトが虐待問題の中心だが、アメリカでは性的虐待への注目度が他の3類型を凌ぐほどに高く、ときに、子どもの記憶や証言に対して、あるいはそれを引き出そうとする専門家の関与に対して、疑念が提示されるほどにまで議論が進んでいる。

そして身体上のダメージとは別に、アメリカでは1990年代から、言葉の暴力などによる精神的な影響に焦点を当てた心理的虐待が注目されるようになった。夫婦間の暴力のような、子どもに直接向けられたものではなくても、その現場に子どもが居合わせれば、それは心理的虐待とみなされる。日本ではまだ心理的虐待への注目度は小さいが、社会の心理主義化のなかにあつて、今後徐々に関心が向けられていくと考えられる。

このように、虐待の行為類型をみるだけでも、虐待とは一面的に語ることでできない現象であることに気づく。ただし、語り手によって異なるのは、想定される行為類型だけではない。想定される原因もそして防止されるべき根拠も異なってくる。虐待防止の活動はいくつかの視座が合わさりながら展開している。そこで以下、活動を支える3つの代表的な視座（子どもの権利擁護、子育て支援、心理学）について俯瞰し、虐待防止活動の背後にあるそれぞれの意図を読み解いていきたい。

3-2 子どもの権利擁護、子育て支援、心理学

これまでのところ、虐待を防止しようとする動きは、大きく2つの対象に介入してきた。一つが、虐待の被害者である子どもである。子どもへの暴力や子どもの放置は許されざる行為であり人権侵害である、とみなされている。2004年改正後の虐待防止法第1条の冒頭における、「児童虐待が児童の人権を著しく侵害」という主張は、虐待防止活動におけるそうした思想の強さをあらわしている。この視座をここでは「子どもの権利擁護」とよびたい。

そしてもう一つの対象が、虐待の加害者である保護者、とりわけ母親である。暴力を肯定する文化は、女性よりも男性のほうに強いといえるが、現在防止活動として焦点が当たっているのは、母親のほうである。なかでも、子どもを育てようとしても、十分にそこに向き合うことができず、ときに不満や苦勞が子どもへの加害となって表出してしまうような状況に関心が向けられている。こうした母親に対して支援の手を差し伸べようとする活動は、「子育て支援」とよぶことができよう。

さらに、虐待防止活動には、対象を問わず強い影響力を発している視座がある。子どもや母親の内面に着目する「心理学」である。心理学と一口に言ってもその射程は広いが、ここではとくに虐待問題に言及する機会が多い、心理療法系の心理学（臨床心理学や精神医学）を念頭に置く。心理学は、たとえば次のようにして子どもとその保護者にかかわる。すなわち、虐待を受ければ、子どもには心の傷（トラウマやPTSD）が生じる。だが加害者の側である母親や父親のほうもまた、幼少期に親から愛されずに心の傷を抱えたまま大人になったという意味で、被害者である。子どもと親のいずれにおいても、心の傷を癒すことが虐待の軽減や解消へとつながる、と考えられる。

虐待防止活動は、おおむねこれら「子どもの権利擁護」と「子育て支援」と「心理学」という3つの視座を軸としつつ、しばしばそれらが相互補完的に絡み合いながら展開されている。それゆえ、虐待問題に関する主張を読み解くにあたっては、それがどの視座に近い意見なのかについて意識化することが重要となる。したがってここから先は、適宜どの視座からみた虐待問題なのかをできる限り明確にした上で説明を進めていきたい。

3-3 虐待の原因 —心理学的視点—

虐待を防止するために考えなければならないのは、なぜそれが起きてしまうかである。この虐待の原因への問いに対しては、これまでも多くの見解が提示されてきた。なかでも心理学は、虐待発生メカニズムについて積極的に解明を進めてきた。

心理学が見出す原因には、大きくわけて2つの種類

がある。一つが、親の過去の成育歴を問うものである。虐待をする親は、幼少期において自身の親から虐待を受けていたという見方である。自分の過去の経験を、現在の親子関係において再現してしまう。これは、虐待の「世代間連鎖」または「世代間伝達」とよばれ、今日もっともよく知られている説明である。

もう一つの心理学的解釈は、現在の家族内の人間関係に注目する。夫と妻と子どもとの間に展開するコミュニケーションや相互作用、また各自の家族内での役割などに焦点を当てる。さまざまな論じ方があるものの、典型としては「家族システム論」の見解が知られている。家族システム論は、虐待の原因を単線的に論じる（母、父⇒子）のではなく、循環的に論じる（…⇔父⇔母⇔子⇔父⇔母⇔…）。こうして、夫と妻と子どもとの間の安定的なバランス関係を欠いた、「機能不全家族」が描出される。

このように心理学は、親の過去の成育歴や現在の家族内人間関係を問いながら、虐待発生メカニズムを描き出す。実際のところは、2つの説明は適宜関係づけられながら多様な方法で、各ケースに対して適用されている。過去の虐待経験が、現在の家族関係に影を落としていると解釈されることもしばしばある。個人やその家族関係を軸とした心理学の説明図式は今日広く受け入れられながら、虐待発生メカニズムのみならず、虐待の全体像の理解においても大きな方向づけを与えている。

3-4 虐待の原因 — 社会学的視点 —

心理学の原因論に対して、社会学からは次のような分析を提示することができる。

小沢（1989）は、心理学は子どもの発達を論じる際に母性の意義を強調することから、そうした立場を「母子関係心理学」とよんだ。虐待の原因についていえば、世代間連鎖の場合には、加害親の過去を問う際に、加害親を生み育てた母親の子育てが大きな関心事となる。また、現在の家族関係であれば、たとえば父親による性的虐待があったときには、同時に母親の責任が問われる。ただし、母親による虐待の場合には、主として母子関係の不健全さが注目される。もちろん、心理学や精神医学のなかにはそうした典型的な母子関係論を超えた議論も出されているものの、基本的な志向として、母子関係を基礎として子どもの発達が議論される。過保護なのか放ったらかしなのか（子どもとの距離が近いのか遠いのか）、いずれにしても結局のところ子どもの心の問題は、母親のかかわり方が原因とされる。

性的虐待を例にとろう。暴力・放置のなかでもとくに性的虐待は、家族システム論によって理解されることが多い。家族システム論は、問題の原因を「個人」から家族「関係」へと転換し、問題現象への多

角的なアプローチを提供してくれる。しかしペプコラ（Bepko ed. 1991）がいうように、家族システム論は、たとえば夫のアルコール依存症の責任を、その家族の構成員である妻や子どもへと転嫁する。問題の直接の当事者は夫であるにもかかわらず、妻の責任が導かれる。性的虐待についても同様である。家族システム論の見方からすると、性的虐待の直接の加害者は父親であるが、それを阻止することができなかった母親の責任も同じく問われるのである。

子どもにとって、たしかに母親は重要な存在である。母親が養育・教育を怠れば、子どもの成長に多大な影響が出る。この母子間の密接な関係と他の大人（たとえば父親）の排除は、近代の歴史が生み出したものである。心理学が前提としている母と子の深い情緒の関係は、近代家族においてこそ規範として要請されるものであった。母子関係を子どもにとって自然で絶対不可欠なものと規定する限りは、母子関係を前提とした原因しか提出できない。しかし、近代家族論の視点からすると、むしろ密接な関係を固定化させている近代の性別役割分業こそが虐待の原因ということになる。「子育て支援」とくにフェミニズムの流れにあるそれは、母子関係心理学の視点を乗り越えて、性別役割分業がもたらす母親の過重な子育て負担に目を向けている。

他にも、社会学の視点から虐待の原因を考えることができる。ここでは、階層や文化に着目した原因論をあげておこう。エスニシティが社会的カテゴリとして重要な位置を占めるアメリカでは、社会階層や文化と虐待との関係がしばしば論じられてきた。いっぽうで日本では、どのような階層に（どのような）虐待が生じやすいのかについては、ほとんど関心が寄せられていない。

階層と虐待の関係を示す数少ない手がかりとして、日本の虐待死事件を丹念に調べ上げた、子どもの虐待防止ネットワーク・あいち編のデータ（2000）がある。それによれば、虐待によって子どもが死亡した事件の新聞記事を網羅的に調べてみると、死亡事例の多くに借金等の経済苦がみられるという。そうした低階層における虐待の原因は、その階層がもっている文化的な、経済苦からくる何らかのストレスなのか、あるいは過酷な労働条件による家庭内での時間や世話の不足なのか等について、今後具体的な実証研究が求められる。

4. 虐待はなぜ回避されるべきか

4-1 虐待と暴力・放置

虐待はそもそもなぜ問題なのか。最後に、このあまりに自明となっている問いを考えることで、虐待を論じる上での重要な注意点をいくつか喚起したい。

虐待とはアメリカでは1960年代以降、日本では1990年代以降に社会問題化してきたものである。つまり、「虐待」という行為は、それを回避しようとする新しい価値観の台頭によって顕在化してきたといえる。子どものしつけをめぐるのは、たとえば、「昔の親なら、当然やってきたことが今では児童虐待といわれる。昔なら、ほとんどが親の躰ではなかったか」（京都市児童福祉センター 2001）という声をしばしば耳にする。これは、かつては正当な行為だったものが、いまになって回避されるようになったがゆえの主張である。

虐待関連の文献のなかには、かつての子どもに対する手荒いしつけや体罰を例にとって、「虐待は昔からあった」と述べるものが多くある。だが、上記の視点を踏まえるならば、その言明は適切ではない。なぜならば、今日私たちが「虐待」に込めるマイナスの意味合いは、過去の手荒なしつけの文脈では、きわめて弱いかまたは存在しないからである。「昔からあった」のは、行為のレベルでの「暴力」や「放置」であって、「虐待」ではない（たしかに、回避すべきという意味で「虐待」という言葉が用いられてきた歴史もある。しかしそれはごく限定的に用いられるにとどまり、昨今のような広範に大衆の関心を集める動きにまでは至らなかった）。

4-2 安全と危険のパラドクス

「虐待」という言葉には暗黙のうちに、「起きてはならないもの」「回避すべきもの」という意味合いが込められている。そうした価値を言葉に含めたとき、虐待は昔からあったのか、その発生件数はいま増加または減少しているのかといった、実態へのアプローチは混乱をきたす。したがって、「回避すべき」という価値が強く含まれる「虐待」という言葉ではなく、そうした価値をできるだけ削ぎ落とし、行為の側面に着目する言葉を用いるほうがよい。

そこで「虐待」を「暴力」や「放置」という表現に置き換えたい。「暴力」とは主として虐待の四類型でいえば身体的虐待・性的虐待・心理的虐待の総称として、「放置」とはネグレクト（保護の怠慢・拒否）の言い換えを指している。ただし、暴力と放置の指示内容の相違が重要なのではなく、ここで強調したいのは暴力・放置という表現によって、保護者の行為をより客観的な次元で捉えようとすることである。

徳岡（1976）によれば、戦前の庶民家族（大半は農民）においては、子どものしつけは、望ましくない行為の消去に重点が置かれ、その手段として禁止、叱責、体罰、絶食、脅迫、隔離等が多用された。また、コンラッドとシュナイダー（Conrad and Schneider 1992：2003）によれば、西洋においては長らく子どもへの身体的な懲罰はしつけの定番であり、厳しい懲罰

はむしろ規範として要請されるものであった。

客観的な行為として過去にどのような種類の暴力・放置がどれくらいの頻度で起きていたのかについては、今後慎重な調査研究が必要である。ただ、これまでの社会史研究の知見を踏まえると、過去には子どもの身体に暴力が加えられたり、あるいは子どもを押し入れや屋外に放置したりすることが、今日に比べればある程度容認されていたと推察される。それらは当時の人びと一般にとってみれば正常な行為であって、回避すべきものではなかった。しかし、子どもの福祉や権利への関心の高まりとともに暴力・放置は禁止され、次第におこなわれなくなる。子どものお尻を叩くことも、子どもを家のなかに置いて買い物に行くことも、今日の虐待防止の基準では容認されえない行為となり、子どもの養育・教育からそれらの行為は追放されていく。

子どものしつけの基準が高まり、子どもの心身がもっとも「安全」となったとき、それゆえにかえって暴力や放置が「危険」な行為として浮き彫りになる。虐待問題は、こうした「安全と危険のパラドクス」からとらえることができる。「安全と危険のパラドクス」とは、安全が当たり前になるほど危険が目立っていくことを指す。一般には、「安全」と「危険」は対義語である。だが現実には、「安全」が達成されるほど、微細な「危険」が次々と顕在化していく。乳幼児が病気で命を落とすことが当たり前の時代には、子どもの微細な心身の傷は問題にはならない。子どもの生命が守られ、水準の高い安全が確保されるこの時代において、小さい「危険」が新たに発見されていくのである。

デュルケム（Durkheim 1893：1989（上））は犯罪の性格を、「われわれは、或る行為が犯罪であるからそれを非難するのではなく、それは、われわれがそれを非難するから犯罪なのである」（pp. 142-143）と規定した。虐待防止法が成立した今日、「われわれは、暴力・放置が犯罪だから非難するのではなく、非難するからこそ（「虐待」という名の）犯罪になる」といえる。実態の増減とは別の次元で、人びとのまなざしが敏感になることで、暴力・放置が虐待として問題視され発見されていくのである。子どもの「健全な成長」の基準が高まるなかで、重大な暴力・放置だけではなく軽微なものも「虐待」として非難され、非難のための理論がそれを正当化するのである。

4-3 虐待への現代的まなざし（1）

—見えない専門家優先—

歴史的・文化的な背景があってはじめて、暴力・放置は危険な行為であり害悪をもたらすものとみなされる。「安全と危険のパラドクス」を踏まえると、子どもにとって暴力・放置が単純に危険や害悪であるとは

いえなくなる。それにもかかわらず、今日の虐待防止活動は、社会的文脈を削ぎ落としたいわば真空地帯のようところで暴力・放置の問題性を指摘する傾向がある。

暴力・放置がなぜ回避されるべきなのかについて考えてみると、子どもの権利擁護の視座からすると、暴力・放置は「子どもに対する最も重大な権利侵害」（日本子ども家庭総合研究所編 2005, p. 6）だからである。また心理学的な表現を用いれば、暴力・放置は「子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える」（同p. 6）からである。これらに共通するのは、暴力・放置は、無条件に子どもにとって有害であるという見解である。

心理主義化する社会のなかでは、心理学が提供する知識についてはとくに慎重に受け止めるべきである。「発達心理学の調査や研究もまた、体罰が子どもの健康な心の成長を妨げることを、くり返し明らかにしてきました」（森田 2003, p. 3）という主張がなされているが、この見解に従うと、従来型の手荒な養育・教育は、不健康な心をもった子どもを量産し続けてきたということになる。しかし、虐待の社会問題化の過程を踏まえるならば、次のように理解するほうが適切である。すなわち、暴力・放置が「心の成長を妨げる」のではなく、今日的まなざしが暴力・放置に対して「心の成長を妨げる」という意味づけを与えているのである。もちろんきわめて過酷な暴力・放置は、ほとんどすべての社会的・文化的条件において、子どもの心の成長を大きくゆがめるだろう。だが今日のように虐待問題が子どもへの暴力・放置を幅広く含みこむ場合には、軽度の暴力・放置がいかなる意味で子どもにとって負の作用をもたらすのかについては、冷静な判断が必要である。ここには、暴力・放置がどの程度子どもに害を与えるのかという素朴な問いとは別に、専門家が暴力・放置を「問題だ」と意味づけて告発しようとする意志をみてとることができる。

こうした専門家の意志は、子どもの権利擁護の視座が唱える“Children First”（子ども最優先）の思想のもとで、いっそう見えなくなっている。“Children First”は、親がどう言おうとも、子どもが訴える苦しみを優先させるという点で、暴力・放置の解決に大きな前進をもたらした考え方である。しかしいっぽうで、「子ども最優先」の名の下に、もう一つの介入が可能となっている。たとえば、親からの懲罰的な暴力や放置を親子ともどもやむをえない行為、正当な行為とみなしているとき、それは親子にとっては「虐待」（回避すべきという価値を含んだもの）ではない。だが専門家にとってそれは容認されざる「虐待」である。また、実際には暴力や放置がおこなわれているとしても、子どもは介入者に対して、「親は何もしていない」と言うことが知られている。この場合、子どもの主張

は退けられ、専門家は実際に暴力や放置があると主張し、それを回避すべき「虐待」と定義づける。

じつは「子ども最優先」の思想にもとづく「虐待」の判定は、子どもの主張を参照することもあれば、しないこともある。保護者の行為を最終的に「虐待」かどうか判断するのは、専門家である。専門家は「子どもの最善の利益を知っている」のであり、だからこそ、保護者でも子どもでもなく専門家が、判定の権限を占有する。“Children First”のもとで展開しているのは、むしろ“Professionals First”である（内田 2007）。もちろん、“Children First”や“Professionals First”自体が問題なのではない。“Children First”を唱えたときに、子どもの利益というものを自ら設定している専門家の関与が見えなくなるということが問題なのである。

専門家の力をこうして相対化せざるをえないのは、暴力・放置をめぐる現実をできる限り冷静に分析したいからである。というのも、体罰は子どもを傷つけるがゆえに回避されるべきであるという議論は、厳しいしつけを支持する者からみれば、説得力を欠いてしまう。なぜなら、傷つくからこそ罰としての意味があると考えられるからである。暴力・放置を肯定する文化は、傷つくことさえも正当化する。「昔の親なら、当然やってきたこと」と主張する人びとは、（単に暴力好きな人は除くとして）子どもの面倒をしっかりとみるなかでときに罰として暴力・放置を併用させることの意義を唱える。虐待問題とは、暴力・放置を人が歴史的・文化的文脈においてどのように価値づけるのかという議論から切り離すことはできない。

たしかに時代や文化を問わず、暴力や放置は子どもに何らかの損害を与える。その損害が、死や重篤な事態を生み出しうるものであれば、それは早急に介入の手が入るべきである。だが今日の虐待防止活動は、専門家の主張を支えとしてその守備範囲を急速に拡大させている。心理臨床に携わってきた大森（2005）は、拡大成長する臨床心理学に対して、射程と限界を踏まえた「節度ある臨床心理学」の態度を要請する。斎藤（2003）や滝川（2001）らの精神科医からも心理療法の限界が指摘されている。

心理学内部において心理主義を相対化しようとする試みから学ぶべきは、節度ある専門的介入の態度である。虐待防止の理論はたしかに正しいことを論じている。だからこそつねに人びとの現実を見据えたかわり方が要請されなければならない。暴力・放置を時代や文化のなかに位置づけて理解するという社会学ならではの作業は、私たちが忘れかけていた虐待問題の前提となっている知識を吟味するチャンスを与えてくれるのである。

4-4 虐待への現代的まなざし（2）

—都市主導の虐待防止活動—

子育て支援の視座が関心を寄せるのは、とくに都市における子育てである。それは、育児不安研究が都市の母親を主な対象としてきたことから確認できる。近代化あるいは都市化した社会での子育て、言い換えれば、近代家族における子育てでは、母親一人に24時間の負担がのしかかる。そうした子育て状況を、社会でどのように改善していくのかが問われている。このように子育て支援においては、社会的な文脈が考慮されることが多い。ただしその場合にも、虐待と暴力・放置との相異には自覚が必要である。

育児不安は、子どもに対する暴力や放置を導きやすい。不安が募ったときに、意図せずしてその不満が子どもに対する行為として出てしまうのである。育児不安の研究は、子育てに責任をもって取り組もうとするがゆえに生じてしまう暴力・放置を照らし出すことができる点で、虐待防止にとって重要な意義をもつ。

しかし、育児不安からくる暴力・放置をそのまま虐待のイメージへと結びつけることには慎重でありたい。育児不安は、基本的には近代的な性別役割分業や子育て観がもたらす問題である。いっぽうで、子どもに対する暴力・放置は社会の近代化に帰することはできない。なぜなら、むしろ近代化は、子どもの人権を認め、子どもに対する暴力・放置を回避しようとしてきたからである。暴力・放置を広く問題視するのであれば、子育て基準が高いがゆえに注目される暴力・放置以上に、当然のしつけとして広範に支持されている暴力・放置こそが問われなければならないであろう。

虐待防止活動においては、「都市化・核家族化が虐待を引き起こす」としばしば主張される（たとえば、『厚生労働白書』平成13年・14年版）。育児不安に起因する暴力・放置に焦点化するのであれば、先の説明は成立しうる。しかし、伝統的なしつけ形態に起因する暴力・放置を論じるのであれば、もはや都市化を暴力・放置の原因とすることはできない。むしろそうした説明は、伝統的に正当化されてきた暴力・放置を覆い隠すことになってしまう。

虐待防止活動は、現代においてこそ虐待の危機が高まっていると説明する。またそれと連動して、根拠もないままに虐待の増加が叫ばれることもある。だが、暴力・放置の具体的な現実を離れて、それを過度に脚色する必要はない。暴力・放置は増加していなくてもよいし、都市化による一種の文明病である必要もない。たしかに、死や重度の被害に至るような暴力・放置は真っ先に介入・防止の対象となるべきである。そうした動きを生み出したという意味では、虐待防止活動の功績は高く評価されなければならない。だが、防止を主張する複数の視座が絡み合いながら拡大する虐待問題は、もはや単純にその防止を謳えばよいという事態

を超えている。重要なのは、そうした主張を相対化した上で、冷静に暴力・放置の行為を見極め、暴力・放置の原因や問題点を追究することである。学校現場と虐待問題との距離が急速に近づいている今日、教育に携わる者には、暴力・放置防止への熱き思いと冷静な判断力が求められている。

◆引用・参考文献◆

- Bepko, Claudia (ed.), 1991, *Feminism and Addiction*, the Haworth Press, Inc., (=1997, 斎藤学訳『フェミニズムとアディクション - 共依存セラピーを見直す』日本評論社).
- Conrad, Peter and Schneider, Joseph W., *Deviance and Medicalization: From Badness to Sickness: Expanded Edition*, Temple University, 1992., (=2003, 進藤雄三他訳『逸脱と医療化 - 悪から病いへ』ミネルヴァ書房).
- Durkheim, Émile, 1893, *De la Division du Travail Social*, Félix Alcan, Paris., (=1989, 井伊玄太郎訳『社会分業論（上）』『社会分業論（下）』講談社学術文庫).
- Kempe, C. Henry et al., 1962, "The Battered-Child Syndrome" *Journal of the American Medical Association*, 181 (1), pp. 17-24.
- 子どもの虐待防止ネットワーク・あいち編, 2000, 『防げなかった死 - 虐待データブック2001』キャプナ出版。
- 京都市児童福祉センター：子ども虐待に関する意識調査報告書, 2001。
- 森真一, 2000, 『自己コントロールの檻 - 感情マネジメント社会の現実』講談社選書メチエ。
- 森田ゆり, 2003, 『しつけと体罰 - 子どもの内なる力を育てる道すじ』童話館出版。
- 日本子ども家庭総合研究所編, 2005, 『子ども虐待対応の手引き（平成17年3月25日改定版）』有斐閣。
- 大森与利子, 2005, 『「臨床心理学」という近代 - その両義性とアポリア』雲母書房。
- 小沢牧子, 1989, 「乳幼児政策と母子関係心理学」『臨床心理学研究』第26巻, 3号, 22-36頁。
- 斎藤環, 2003, 『心理学化する社会』PHP。
- 滝川一廣, 2001, 「こころに掛かっていること」なだいなだ編『<こころ>の定点観測』岩波新書。
- 徳岡秀雄, 1976, 「庶民家族におけるしつけ」盛岡清美・山根常男『家と現代家族』培風館。
- 内田良, 2007, 「支援は誰のためか - 児童虐待の防止活動から臨床教育社会学の立場を考える」『教育実践総合センター紀要（愛知教育大学）』第10号, 269-276頁。
- 上野加代子・野村知二, 2003, 『〈児童虐待〉の構築』世界思想社。